

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	特定施設の騒音防止方法の改善命令等		
根拠法令(条例等)	騒音規制法(昭和43年法律第98号)		
根拠条項	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>		

い。

【その他の基準となる法令、通知等】

○騒音規制法

(計画変更勧告)

第九条 市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

○特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日号外厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）

○騒音規制法の施行について(昭和44年1月30日厚生省環30号)

第2 特定工場等に関する規制に関する事項

4 届出、勧告および命令について

- (1) 法第9条の計画変更勧告および法第12条の改善勧告の要件としては、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことのみではなく、それによつて周辺の生活環境がそこなわれると市区町村長が認めることが必要であること。周辺の生活環境がそこなわれるかどうかは特定工場等の周辺の生活環境の実態、暗騒音などの状況に即して判断するものとする。
- (2) 勧告または命令の内容は、その目的達成のため技術的経済的に最も合理的なものとし、勧告または命令の方法については事業者を選択の余地を認めるようにするほか、勧告または命令の内容が円滑に実施されるよう資金のあつせん等についてとくに配慮するよう努めること。
- (3) 法第9条の計画変更勧告ならびに法第12条の改善勧告および改善命令の内容には、工場移転および操業停止は予定していないこと。
- (4) 勧告または命令を発するにあつては、事態を除去するに必要な限度とし、過剰な規制をしないようにすること。
- (5) 勧告または命令を発する際には、その実効性を確保するため、当分の間、事前に都道府県知事へ市区町村から連絡させるよう指導すること。
- (6) 法第12条第3項ただし書中「地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがある場合」とは、特定施設について改善勧告を具体的に発動し得ることになっている条例がある場合であるが、法と条例とは体系的に相当の相異があると考えられるので、法第12条第1項または第2項の運用については、同条第3項本文の規定の趣旨を尊重して慎重に行なわれたいこと。

関 係 法 令 等	騒音規制法第9条
関 係 文 書 等	○特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日号外厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号） ○騒音規制法の施行について（昭和44年1月30日厚生省環30号）
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	特定建設作業の騒音防止方法の改善命令等		
根拠法令(条例等)	騒音規制法(昭和43年法律第98号)		
根拠条項	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○騒音規制法の施行について(昭和44年1月30日厚生省環30号)</p> <p>第3 特定建設作業に関する規制に関する事項</p>		

#### 4 改善勧告および改善命令

- (1) 改善勧告の発動要件については、工場騒音と異なり「生活環境が著しくそこなわれる」としているが、これは、2で述べた建設工事の特殊性および特定建設作業に伴う騒音の態様に着目したものであること。
- (2) 法第15条第1項または第2項に基づく改善勧告および改善命令の内容は、騒音防止の方法の改善または特定建設作業の作業時間の変更であつて、工法の変更および建設工事の中止は含まれないものであること。
- (3) 勧告または命令を発するにあつては、勧告または命令の内容はその目的達成のため技術的経済的に最も合理的なものとし、過剰な規制とならないようにされたいこと。なお、改善勧告の発動については別表を参照されたいこと。
- (4) 勧告または命令の実効性を確保する等のため、当分の間、勧告を発した場合には事後に、命令を発する場合には事前に、市区町村長から都道府県知事に対して連絡させるよう指導されたいこと。
- (5) 法第15条第3項にいう「公共性のある施設または工作物」とは、例えば道路、上下水道、鉄道、自動車ターミナル、公共用飛行場、電気工作物、ガス工作物等をいい、おおむね建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第15条に定める施設または工作物をいうものであること。
- (6) 法第15条の規定により市町村長が勧告または命令をしようとするときは、その内容をより円滑に実施するため、あらかじめ、電気工作物またはガス工作物に係る建設工事にあつては通商産業大臣または通商産業局長、鉄道、軌道、自動車ターミナル、車検場に係る建設工事にあつては地方運輸局長(日本鉄道建設公団が行なう場合には、日本鉄道建設公団)、港湾工事、海岸工事(運輸省所管に係るものに限る。)または埋立工事にあつては港湾管理者(運輸大臣または外貿埠頭公団が行なう場合には、運輸大臣または外貿埠頭公団)、公共用飛行場に係る建設工事にあつては運輸大臣(新東京国際空港公団が行なう場合には、新東京国際空港公団)、船舶の製造または修繕の施設に係る建設工事にあつては地方運輸局長並びに神戸海運監理部長に協議されたいこと。

関係法令等	騒音規制法第15条
関係文書等	○騒音規制法の施行について(昭和44年1月30日厚生省環30号)
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	廃棄物の処分等に関する立入・検査・収去		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(立入検査)</p> <p>第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第15条の17第1項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p> <p>2～4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第15条の17第1項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。</p>		

査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

関 係 法 令 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
関 係 文 書 等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物処理業者等への改善命令		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p> <p>(2)・(3) 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>(改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		



1 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第三号に掲げる場合を除く。） 市町村長

関 係 法 令 等	-
関 係 文 書 等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物処理業者等への支障の除去等のための措置命令		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物の広域的処理における生活環境保全上の支障の除去等の命令		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>第19条の4の2 前条第一項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村</p>		

長（前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項
関係文書等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物の処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 略</p> <p>2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p> <p>3~6 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
関係法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第1項・第5項、 第19条の4第1項、第19条の4の2第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第15条の5</p>		

関係文書等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	8	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物の広域的処理の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 略</p> <p>3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p> <p>4~6 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p><b>【その他の基準となる法令、通知等】</b></p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第19条の4の2 前条第一項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当する</p>		

と認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみに よつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正 な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第1項・第5項 第19条の4第1項、第19条の4の2第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第15条の5
関係文書等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	-



様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	9	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物の広域的処理の緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>5・6 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」</p>		

という。) に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。第19条の4の2 前条第1項に規定する場合（第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

- 1 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。
- 2 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の7第1項第4号・第5項、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第15条の5
関係文書等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	10	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	一般廃棄物保管についての保管その他の措置命令		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)</p> <p>第19条の10 第19条の4の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。」とあるのは「第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。）」とあるのは「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項又は第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可</p> <p>(2) 第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出</p> <p>(3) 第7条の4の規定により第7条第1項又は第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可</p> <p>(4) 第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者 当該認定</p> <p>(5) 第9条の8第9項、第9条の9第10項又は第9条の10第7項の規定により第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定</p> <p>(6) 第7条第1項又は第6項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(同条第1項ただし書又は第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分</p> <p>2 略</p> <p>(措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の</p>		

	<p>収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 略</p>
<p>処 分 基 準</p>	
	<p>未設定（処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。）</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （措置命令）</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者（第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p>
<p>関 係 法 令 等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項・第3項、第7条第1項・第2項・第6項・第7項・第7条の2第3項、第7条の4、第9条の8第1項・第9項・第10項、第9条の9第1項・第10項、第9条の10第1項・第7項</p>
<p>関 係 文 書 等</p>	<p>-</p>

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	11	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	悪臭発生施設の改善命令		
根拠法令(条例等)	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)		
根拠条項	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>3～5 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p><b>【その他の基準となる法令、通知等】</b></p> <p>○悪臭防止法の施行について(昭和47年6月7日環大特第31号)</p> <p>第6 改善勧告および改善命令</p> <p>(1) 法第8条の改善勧告の発動に際しては、事業場から排出される悪臭物質の濃度または流量が規制基準に適合していないことおよびこれにより住民の生活環境がそこなわれていると認められることが必要であること(法第8条第1項)。なお、住民の生活環境がそこなわれているか否かは、当該地域の自然的、社会的条件の差異、住民からの苦情の申出などの状況に即して判断するものとする。</p> <p>(2) 改善勧告または改善命令の内容は、生活環境の悪化を除去するに必要な範囲に限るものとし、できるかぎり具体的な措置を指示するものとする。</p> <p>(3) 改善勧告または改善命令の内容には、事業場の移転または操業停止は、含まれないこと。</p> <p>(4) 改善勧告または改善命令の発動にあたっては、当分の間、事前に都道府県知事に協議させ、その実効性を確保するよう市町村長を指導すること。</p> <p>(5) 小規模事業者については、その技術力、資力等が必ずしも十分でない場合が多いことにかんがみ、改善勧告または改善命令の発動にあたっては、改善期限の延長、改善措置の段階的实施、必要な資金のあつせん等所要の配慮を加えられたいこと(法第8条第5項)。</p>		

(6) 改善命令の発動については、所要の経過措置が規定されているので留意されたいこと(法第8条第3項、同条第4項、法附則第2項、令第3条)。

○悪臭防止法の施行について(昭和47年8月31日環大特第48号)

#### 第4 改善勧告および改善命令について

(1) 改善勧告または改善命令の内容は、生活環境の悪化を除去するに必要な範囲に限られるものであるので、規制地域内の事業場からの悪臭物質の排出が法第4条第1号の規制基準および同条第2号の規制基準の双方に適合しない場合において、当該規制地域の住民の生活環境がもつぱら一の規制基準に適合しないことによりそこなわれていると認められるときは、当該規制基準の不適合に関し、悪臭物質の排出を減少させるための改善勧告または改善命令を発動すれば足りること。

(2) 改善勧告または改善命令の主な内容としては、次のようなものがあること。

- ア 悪臭物質を発生させている施設の密閉化、工程の改善等による悪臭物質排出量の減少
- イ 排出ガスの洗浄装置、燃焼装置、吸着装置、中和装置等悪臭物質排出防止設備の設置または改善による悪臭物質排出量の減少
- ウ 清掃周期の短縮、点検修理の励行等悪臭物質を発生させている施設の運用の改善および原材料入荷の調整等の作業管理の適正化による悪臭物質排出量の減少

○悪臭防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について(平成5年6月18日環大特第58号)

#### 第3 留意すべき事項

##### 3 中小規模の事業者に対する配慮について

中小規模の事業者に対して悪臭防止の措置を推進するに当たっては、今後とも、資金のあっせん、技術的助言その他所要の配慮を加えられたいこと。特に、小規模の事業者に対する改善勧告又は改善命令の発動に当たっては、貴職あて環境事務次官通知「悪臭防止法の施行について」(昭和47年6月7日付け環大特第31号)第6(5)にあるとおり、改善期限の延長、改善措置の段階的实施等所要の配慮を加えられたいこと。

○悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について(平成7年9月13日環大企第285号)

#### 第2 嗅覚測定法による規制

##### 3 改善勧告及び改善命令

改善勧告及び改善命令の手順等については基本的に旧法と同様であるが、改善勧告の要件の1つである「住民の生活環境がそこなわれていると認めるとき」との規定は、臭気指数規制の導入に伴い「その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき」に改められた(新法第8条)。これは、罰則により担保される規制措置は、一定以上の強さの不快なおいによって生活環境が損なわれている事態に対し発動されるものであるとの趣旨を明らかにしたものである。

関 係 法 令 等	-
関 係 文 書 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悪臭防止法の施行について（昭和47年6月7日環大特第31号）</li> <li>○悪臭防止法施行令の一部を改正する政令の施行等について（平成5年6月18日環大特第58号）</li> <li>○悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について（平成7年9月13日環大企第285号）</li> </ul>
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	-



様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	12	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	事故時の応急措置命令		
根拠法令(条例等)	悪臭防止法(昭和46年法律第91号)		
根拠条項	<p>(事故時の措置)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。</p> <p>4 第2項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。</p>		
関係法令等	悪臭防止法第8条第3項・第4項、第10条第1項・第4項		
関係文書等	-		

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	13	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	公害防止統括者等の解任命令		
根拠法令(条例等)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)		
根拠条項	<p>(公害防止統括者等の解任命令)</p> <p>第10条都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第12条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	14	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	特定施設の振動防止方法の改善命令		
根拠法令(条例等)	振動規制法(昭和51年法律第64号)		
根拠条項	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p><b>【その他の基準となる法令、通知等】</b></p> <p>○振動規制法</p> <p>(経過措置)</p> <p>第7条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の施設が特定施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>(計画変更勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p>		

○振動規制法施行令

(法第12条第3項の政令で定める施設)

第3条 法第12条第3項の政令で定める施設は、別表第1第2号ニに掲げる施設とする。

関係法令等	振動規制法第7条第1項、第9条、第12条 振動規制法施行令第3条
関係文書等	-
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	-

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	15	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	特定建設作業の振動防止方法の改善命令		
根拠法令(条例等)	振動規制法(昭和51年法律第64号)		
根拠条項	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○振動規制法施行規則</p> <p>(特定建設作業の規制に関する基準)</p> <p>第11条 法第15条第1項の環境省令で定める基準は、別表第1のとおりとする。ただし、この基準は、別表第1第1号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、同表第三号本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。</p>		
関係法令等	振動規制法施行規則第11条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	16	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	原因者への工事費用の負担措置		
根拠法令(条例等)	自然環境保全法(昭和47年号外法律第85号)		
根拠条項	<p>(原因者負担)</p> <p>第37条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により保全事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その保全事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がないため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>(負担金の徴収方法等)</p> <p>第39条 前2条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令又は条例で定める。</p>		
関係法令等	自然環境保全法第39条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	17	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	受益者への工事費用の負担措置		
根拠法令(条例等)	自然環境保全法(昭和47年号外法律第85号)		
根拠条項	<p>(受益者負担)</p> <p>第38条 国又は地方公共団体は、保全事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その保全事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がないため、審査基準を設定しない。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>(負担金の徴収方法等)</p> <p>第39条 前2条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令又は条例で定める。</p> <p>○「自然環境保全法の運用について」の細部の解釈等について(昭和49年7月18日環自企373号)</p> <p>4 受益者に対し負担金を課す場合の調整</p> <p>都道府県自然環境保全条例において、第38条に準じた規定を定め、これに基づき負担金を課そうとする場合には、当該事業者及び関係地方行政機関と十分調整を図りたい。</p>		
関係法令等	自然環境保全法第39条		
関係文書等	○「自然環境保全法の運用について」の細部の解釈等について(昭和49年7月18日環自企373号)		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		



様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	18	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	負担金の督促		
根拠法令(条例等)	自然環境保全法(昭和47年号外法律第85号)		
根拠条項	(負担金の強制徴収) 第40条 第37条又は第38条の規定による負担金を納付しない者が あるときは、環境大臣又は当該地方公共団体の長は、督促状に よつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。 2~4 略		
処分基準	未設定(処分の先例がないため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	-		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	19	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	延滞金の徴収		
根拠法令(条例等)	自然環境保全法(昭和47年号外法律第85号)		
根拠条項	<p>(負担金の強制徴収)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の場合においては、環境大臣は環境省令で定めるところにより、当該地方公共団体の長は条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p> <p>3・4 略</p>		
処分基準	未設定(処分の先例がないため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	-		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

不利益処分の処分基準

整理番号	20	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	公害防止事業費の費用負担決定		
根拠法令(条例等)	公害防止事業費事業者負担法(昭和45年号外法律第133号)		
根拠条項	<p>(事業者負担金の額の決定及び通知)</p> <p>第9条 施行者は、第6条第1項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者を除き、当該費用負担計画に基づき費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額(負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、設置費に係る事業者負担金の額。以下この条において同じ。)を定めて、当該各事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 施行者は、第6条第2項第2号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者で、同条第1項の規定により費用負担計画を定める際現に当該公害防止事業に係る区域に工場又は事業場が設置されていないものについては、当該工場又は事業場の設置後遅滞なく、同項の費用負担計画に基づき事業者負担金の額を定めて、当該事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 施行者は、第1項又は前項の規定により事業者負担金の額を定めた後、費用を負担させる事業者又は負担総額に変更があつたとき、その他事業者負担金の額を変更する必要があるときは、事業者負担金の額を変更して、当該各事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の先例がないため、審査基準を設定しない。)</p> <p>第10条 負担総額が設置費と管理費とに区分されているときは、施行者は、毎年度、第6条第1項の費用負担計画に基づき管理費を負担させる各事業者及び当該管理費に係る事業者負担金の額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき当該管理費に係</p>		

る事業者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

【その他の基準となる法令、通知等】

○公害防止事業費事業者負担法

(費用を負担させる事業者の範囲)

第3条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことが確実と認められる事業者とする。

(事業者の負担総額)

第4条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額(以下「負担総額」という。)は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの(以下「公害防止事業費」という。)の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額とする。

2 公害防止事業が第2条第2項第1号から第3号まで又は第5号に係る公害防止事業である場合において、その公害防止の機能以外の機能、当該公害防止事業に係る公害の程度、当該公害防止事業に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により前項の額を負担総額とすることが妥当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもって負担総額とする。

3 公害防止事業が第2条第2項第4号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもって負担総額とする。

(事業者負担金の額)

第5条 公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金(以下「事業者負担金」という。)の額は、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種別及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準とし、各事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。

第7条 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担総額を定める場合において、第4条第2項の規定を適用して減ずべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第1項の額に乗じた額を基準として前条第二項第四号の負担総額とすることができるものとする。

- 1 第2条第2項第1号に係る公害防止事業 4分の1以上2分の1以下の割合
- 2 第2条第2項第2号に係る公害防止事業

イ たい積物中に人の健康に有害な物質が相当量含まれ、又は汚でいその他公害の原因となる物質が著しくたい積し、若しくは水質が著しく汚濁している場合 4分の3以上10分の10以下の割合

ロ イに掲げる場合以外の場合 2分の1以上4分の3以下の割合

3 第2条第2項第3号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定めるもの（公害の原因となる物質が長期にわたって蓄積された農用地に係るものに限る。） 2分の1以上4分の3以下の割合

4 第2条第2項第5号に係る公害防止事業 政令で定める割合

（中小企業者に対する配慮等）

第16条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に関しては、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

関係法令等	公害防止事業費事業者負担法第3条～第5条、第7条、第10条、第16条、第19条
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	21	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	特定空家等に対する措置命令		
根拠法令(条例等)	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年号外法律第127号)		
根拠条項	<p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>4～15 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項、第22条第1項、第2項		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	22	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	施設の整備改善その他の強制処分命令		
根拠法令(条例等)	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年号外法律第48号)		
根拠条項	(措置命令) 第18条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。 2 略		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	23	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	特定工場の準則不適合点の変更命令		
根拠法令(条例等)	工場立地法(昭和34年法律第24号)		
根拠条項	<p>(変更命令)</p> <p>第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	<p>未設定(不利益処分の基準が、第9条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合について変更命令を行いうることを定めた規定であり、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断も必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			